

黒川地区小中学校新設事業
入札説明書

平成17年10月25日

川崎市

目 次

1	入札説明書の定義	1
2	事業の概要	2
	(1) 事業名	2
	(2) 施設の立地条件及び概要	2
	(3) 事業目的	3
	(4) 事業内容	3
	(5) 業務の仕様	4
	(6) 事業期間等	4
	(7) 事業方式	4
	(8) その他	4
3	応募に関する条件等	4
	(1) 応募者が備えるべき参加資格要件	4
	(2) 応募に関する留意事項	7
	(3) 選定のスケジュール	8
	(4) 応募手続	9
	(5) 入札にあたっての留意事項	12
4	落札者の選定	14
	(1) 落札者の選定方法	14
	(2) 審査会の設置	14
	(3) 審査の方法	14
	(4) 審査事項	14
	(5) 落札者の決定	15
	(6) 審査結果及び評価公表	15
	(7) 事務局	15
5	提示条件	15
	(1) 事業フレーム	15
	(2) 市の支払いに関する事項	16
	(3) 選定事業者の収入	17
	(4) 業務履行場所	17
	(5) 選定事業者の事業契約上の地位	17
	(6) 特別目的会社 (S P C) の設立	17
	(7) 入札保証金及び契約保証金	18

(8) 市の費用負担とする事項	18
(9) 保険 (日経研 : 契約書案 44 条 4、52 条 3 と要整合)	19
(10) 市と選定事業者の責任分担	20
(11) 財務書類の提出	21
6 事業実施に関する事項	21
(1) 市による本事業の実施状況の確認	21
(2) 事業期間中の選定事業者と市の関わり	22
(3) 支払い手続き	22
7 契約の考え方	22
(1) 契約手続き	22
(2) 契約の概要	23
(3) 入札価格と契約金額	23
8 提出書類・作成要領	23
(1) 提出書類	23
(2) 作成要領	25
9 その他	28

< 添付資料 >

- ① リスク分担表
- ② サービス料の支払について
- ③ モニタリング、サービス料減額及び契約終了に至る流れ

< 別添資料 >

- ① 設計・建設業務要求水準書
- ② 維持管理業務要求水準書
- ③ 運營業務要求水準書
- ④ 落札者決定基準
- ⑤ 様式集

1 入札説明書の定義

この入札説明書は（以下「本件入札説明書」という。）は、川崎市が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）に基づき特定事業として選定した「黒川地区小中学校新設事業」を実施するにあたり、応募者を対象に配付するものである。

事業の基本的な考え方については、平成17年6月21日に公表した実施方針等、8月に公表した黒川地区小中学校づくりの経過報告、設計・建設業務要求水準書案、維持管理業務要求水準書案、運営業務要求水準書案と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に対する質問回答書（平成17年7月公表）及び意見招請、要求水準書等に対する質問回答書（平成17年9月公表）及び意見招請を反映し、若干、変更した点があるので、応募者は本件入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な提出書類を提出することとする。

また、別添資料の「設計・建設業務要求水準書」「維持管理業務要求水準書」「運営業務要求水準書」「落札者決定基準」「黒川地区小中学校新設事業に関する契約書（案）」（後日提出予定）「様式集」は、本件入札説明書と一体のものとする。なお、本件入札説明書と実施方針等及び質問回答書（平成17年7月公表）、要求水準書及び質問回答書（平成17年9月公表）に相違がある場合は、本件入札説明書の規定が優先するものとする。本件入札説明書に記載がない事項については、実施方針等及び質問回答書によることとする。

2 事業の概要

(1) 事業名

黒川地区小中学校新設事業

(2) 施設の立地条件及び概要

1) 施設の概要

施設概要	小中学校校舎等学校施設 わくわくプラザ (仮称)地域交流センター	約 15,706 m ² 程度
クラス数 児童・生徒数	<p>小学校</p> <p>クラス数 合計 14 クラス</p> <p>(各学年) 2 クラス</p> <p>(障害児クラス) 2 クラス</p> <p>児童数 403 人</p> <p>中学校</p> <p>クラス数 合計 9 クラス</p> <p>(1 学年) 3 クラス</p> <p>(2~3 学年) 各 2 クラス</p> <p>(障害児クラス) 2 クラス</p> <p>生徒数 228 人</p>	<p>計 12 クラス</p> <p>計 7 クラス</p>
(平成 20 年度 予測)		

2) 施設の立地条件

所在地等	川崎市麻生区黒川字柳之町 1256-5 番地他 (黒川特定土地区画整理敷地内)
敷地概要	敷地面積：約 24,356 m ² 用途地域：第 1 種中高層住居専用地域(北側隣地用途地域境) 建ぺい率：60% 容積率：200%(地区整備計画により 100%に制限) 防火指定：準防火地域
周辺状況	黒川・はるひ野地区は、東京都心より西方約 27 k m、川崎市中心部より約 23 k mの市境に位置し、東西約 1.5 k m、南北約 1.3 k mの区域にある。市境ということで、東京都多摩市及び稲城市に隣接している。 近隣には平成 16 年末に小田急多摩線はるひ野駅が開駅した。また京王相模原線若葉台駅にも隣接している。

(3) 事業目的

本市では、黒川はるひ野地区の開発にともない、近隣の栗木台小学校、白鳥中学校の児童生徒数の急増及び地域からの「学校を新しいまちづくりの核にしたい」との要望を受け、同一敷地内に小中学校合築での建設を決定した。

本事業は、本市初の小中学校を合築するにあたり

「小中学校の9年間における連携や一貫に配慮した教育活動」

「多様な教育活動に対応できる学習環境づくり」

「新しいまちづくりにむけたコミュニティの拠点づくり」を目標に、多様な教育方法を可能とする学習空間、学年のまとまり、施設共有、地域交流等の施設整備を民間の資金や技術、運営能力を活用し、実施するものである。

(4) 事業内容

本事業を行うことと決定された事業者（以下「選定事業者」という。）は、その提案を基に設計・建設した建物等を用いて、「黒川地区小中学校新設事業に関する契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）により示される内容の業務を行う。

具体的な業務の範囲は、次のとおりである。選定事業者が新たに学校施設、（仮称）地域交流センター、わくわくプラザを設計・建設し、竣工後施設を市に引渡しの上、これら施設の維持管理業務並びに運營業務の一部を遂行することを事業の範囲とする。選定事業者の業務範囲を超える運營業務については、従来通り川崎市（以下「市」という。）が行う。

1) 設計・建設業務

- ① 設計業務
- ② 建設・工事監理業務

2) 施設維持管理業務

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備保守管理業務
- ③ 植栽・外構維持管理業務
- ④ 清掃業務
- ⑤ 環境衛生管理業務
- ⑥ 安全管理業務
- ⑦ 受付業務及びその他業務
- ⑧ 情報システム維持管理業務

3) 運營業務

- ① 小学校給食業務
- ② 中学校ランチサービス業務
- ③ （仮称）地域交流センターランチサービス業務

(5) 業務の仕様

選定事業者が行う業務の仕様は、「設計・建設業務要求水準書」「維持管理業務要求水準書」「運営業務要求水準書」(以下「業務要求水準書」という)によるものとする。

(6) 事業期間等

次のスケジュールで本事業を行う。

1) 事業期間

- ①設計・建設期間 平成 18 年(2006 年)7 月 ～ 平成 20 年(2008 年)2 月
- ②維持管理運営業務準備期間 平成 20 年(2008 年)2 月末日～平成 20 年(2008 年)3 月末日
- ③供用開始 平成 20 年(2008 年)4 月

- ④維持管理運営業務期間 平成 20 年(2008 年)4 月 ～ 平成 35 年(2023 年)3 月

2) 契約等の締結

- ①仮契約 平成 18 年(2006 年)5 月 (予定)
- ②本契約 平成 18 年(2006 年)6 月 (予定)

(7) 事業方式

選定事業者が小中学校等施設を設計・建設し、竣工後施設を市に引渡しの上、維持管理業務及び運営業務の一部を遂行する方式 (B T O (Build, Transfer and Operate) 方式) とする。

(8) その他

市は、地方自治法第 214 条に基づき設定した債務負担行為を踏まえ、本事業に必要なサービス料を 15 年間にわたり支払う。

3 応募に関する条件等

(1) 応募者が備えるべき参加資格要件

1) 応募者の構成等

応募者の構成等については、以下のとおりとする。

- ① 応募者は、一社または複数の企業等により構成されるグループとし、グループで応募する場合は代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業とする。
- ② 応募者は、契約締結時までに本事業を実施する特別目的会社 (S P C) を設立する

ものとし、グループで応募した場合の代表企業及び構成企業は、SPCへの出資を行う。

- ③ 本事業の対象となる業務を担う者のうち、少なくとも、建設業務を担う主たる者は、応募者の構成企業とする。
- ④ 応募者の構成企業以外の者で、SPCから直接業務を委託し、又は請負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）についても、参加表明書に協力企業として明記すること。
- ⑤ 本事業における同じ業務を複数の企業等により行うことができる。
- ⑥ 応募者の構成企業及び協力企業の変更は原則として認めない。ただし、市が承認した場合は、この限りではない。
- ⑦ 一応募者の構成企業は、他の応募者の構成企業及び協力企業にはなれない。
- ⑧ 建設業務にあたる者と工事監理業務にあたる者が兼務することは認めない。

1) 応募者の参加資格要件

応募者の構成企業及び協力企業は、以下の資格要件を満たしていなければならない。かつ本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有しているものとする。

なお「協力企業」とは、応募者の構成企業以外の者で、特別目的会社（以下、「SPC」という。）から直接業務を委託し、又は請負うことを予定する者である。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- ② 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（昭和63年9月1日施行）の規定による指名停止措置の期間中でない者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査を受け、市の競争入札参加資格審査申請書を再度提出し、市の審査を経て有資格業者として認定され、市名簿に登録された者で更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）
- ④ 本事業の業務に関わっていない者

※本事業のアドバイザー業務を委託した、財団法人 日本経済研究所、財団法人 日本経済研究所が本アドバイザー業務において提携関係にある株式会社 久米設計及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所、並びにこれらの者と資本面(50%以上の出資)もしくは人事面(役員の派遣)において関連がない者であること。

※本事業の基本構想、基本計画策定を委託した、株式会社 教育環境研究所、並びに

これらの者と資本面(50%以上の出資)もしくは人事面(役員の派遣)において関連がない者であること。

- ⑤ 最近1年間において法人税、事業税、川崎市税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- ⑥ 審査委員の所属する企業及びその企業と資金面(50%以上の出資)もしくは人事面(役員の派遣)において関連がないものであること。

さらに、各業務を担う企業は、それぞれ以下の参加資格要件を満たしていなければならない。

① 建築設計業務を行う企業

- ・ 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ・ 平成7年4月1日から本事業の競争入札参加資格審査申請締切日までの間に完成した工事で、延床面積7,000㎡以上の公共施設の設計の実績を有していること。なお、複数企業等で行う場合は、当該業務を担う主たる者が当該要件を満たしていること。
- ・ 平成17・18年度川崎市競争入札有資格者名簿(業務委託)において「建築設計」に搭載されていること。

② 建設業務を行う企業

- ・ 建設業法第3条第1項の規定に基づく、建設工事業に係る特定建設業の許可を受けており、建築一式工事を担うものは、平成17・18年度川崎市競争入札有資格者名簿(工事請負)において「建築」に搭載されており、元請としての施工実績を有すること。
- ・ 平成17・18年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営事項審査通知書の「建築」の総合評価値が1,100点以上であること。
- ・ 平成7年4月1日から本事業の競争入札参加資格審査申請締切日までの間に完成した工事で、延床面積7,000㎡以上の公共施設の建設の実績を有していること。なお、複数企業等で行う場合は、当該業務を担う主たる者が当該要件を満たしていること。

③ 工事監理業務を行う企業

- ・ 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ・ 平成7年4月1日から本事業の競争入札参加資格審査申請締切日までの間に完成した工事で、延床面積7,000㎡以上の公共施設の工事監理の実績を有していること。なお、複数企業等で行う場合は、当該業務を担う主たる者が当該要件を満たして

いること。

- ・平成 17・18 年度川崎市競争入札有資格者名簿（業務委託）において「建築設計」に登載されていること。

④ 維持管理業務を行う企業

- ・各事業に必要な許認可を得ていること。

⑤ 小学校給食業務、中学校ランチサービス業務及び（仮称）地域交流センターランチサービス業務を行なう企業

- ・（他都市での受託実績も含めて）小学校及び中学校で、自校調理場方式による実績が平成 14 年度以前からあり、かつ平成 16 年度の受託実績数が 5 校以上であること。
- ・平成 17・18 年度川崎市競争入札資格者名簿（業務委託）において「給食サービス」に登録されていること。

*なお、未登録の企業は、ただちに競争入札参加資格申請について、財政局契約課に問い合わせのうえ、申請してください。

（ 2 ） 応募に関する留意事項

1) 入札説明書の承諾

応募者は、提案書等の提出をもって、入札説明書等（本件入札説明書の他に「設計・建設業務要求水準書」「維持管理業務要求水準書」「運營業務要求水準書」「落札者決定基準」「事業契約書（案）」「様式集」）を含む記載内容を承諾したものとする。

2) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

3) 提出書類の取扱い・著作権

①著作権

応募図書の著作権は、それぞれの作成団体に帰属するが、公表・展示・その他市が必要と認めるときには、市はこれを使用できるものとする。なお、提出書類は返却しない。

②特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリ

ケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

但し、市が、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、応募者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、市が費用を負担する。

4) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

6) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

7) 使用言語及び単位、時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(3) 選定のスケジュール

落札者の選定は、次の日程で行う。

日 程	項 目
平成 17 年 10 月 25 日(火)	入札公告（契約書案除く）
平成 17 年 10 月 31 日（月）	契約書案公表
平成 17 年 11 月 2 日(水)～11 月 7 日(月)	入札説明書等(契約書案除く)に関する質問受付
平成 17 年 11 月 7 日(水)～11 月 9 日(月)	契約書案に関する質問受付
平成 17 年 11 月 18 日(金)	入札説明書等に関する質問回答の公表
平成 17 年 11 月 22 日(火)	契約書案に関する質問回答の公表
平成 17 年 12 月 5 日(月)～12 月 7 日(水)	一次審査提出書類の受付
平成 17 年 12 月 26 日(月)	一次審査結果の発送
平成 18 年 1 月 10 日(火)～1 月 12 日(木)	一次審査を通過できなかった場合の理由説明の受付
平成 18 年 2 月 20 日(月)（郵送の場合） 平成 18 年 2 月 22 日(水)（持参の場合）	二次審査提出書類の受付
平成 18 年 2 月 22 日(水)	開札

平成 18 年 4 月 (予定)	落札者の選定
平成 18 年 5 月 (予定)	仮契約書交付
平成 18 年 6 月 (予定)	契約締結、P F I 法に基づく公表

(4) 応募手続

応募に関する手続き等は以下のとおりである。なお、平日とは月～金曜日で、土、日曜日及び祝祭日は含まない。

1) 入札公告(契約書案を除く)(*)

* : 「(3) 選定のスケジュール」表中番号。以下*は同様

①入札説明書等(契約書案を除く)の閲覧

ア 閲覧日時 平成 17 年 10 月 25 日 (火) ~ 10 月 31 日 (月)

平日の 9 時 ~ 12 時、及び 13 時 ~ 17 時

イ 閲覧場所 川崎市教育委員会総務部教育施設課

住所 : 川崎市川崎区宮本町 6 番地 明治安田生命ビル 3 階

入札説明書等はインターネットでも閲覧できる。

なお、一部閲覧場所のみで閲覧可能な資料 (設計・建設業務要求水準書に示す閲覧資料) があるので注意すること。

(担当ホ - ムページ)

<http://www.city.kawasaki.jp/88/88sisetu/kurokawa/home/kurokawa.htm>

2) 契約書 (案) 公表 (*)

①契約書案の閲覧

ア 閲覧日時 平成 17 年 10 月 31 日 (月) ~ 11 月 4 日 (金)

平日の 9 時 ~ 12 時、及び 13 時 ~ 17 時

イ 閲覧場所 川崎市教育委員会総務部教育施設課

住所 : 川崎市川崎区宮本町 6 番地 明治安田生命ビル 3 階

契約書案はインターネットでも閲覧できる。

(担当ホ - ムページ)

<http://www.city.kawasaki.jp/88/88sisetu/kurokawa/home/kurokawa.htm>

3) 入札説明書等に関する質問受付 (及び *) 質問回答の公表 (及び *)

①入札説明書等(契約書案を除く)に関する質問受付

本件入札説明書等(契約書案を除く)に記載の内容に関する質疑応答を以下の要領にて行う。

ア 受付期間 平成 17 年 11 月 2 日 (水) ~ 11 月 7 日 (月)

イ 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、入札説明書等に関する質問書 (別紙) に

記入の上、電子メールでのファイル添付もしくは、フロッピーディスクの郵送（印刷物も添付）にて提出すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelのこと）

- ウ 提出場所 川崎市教育委員会総務部教育施設課
住所：川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル3階
電子メールアドレス：88sisetu@city.kawasaki.jp

②契約書（案）に関する質問受付

本件契約書案に記載の内容に関する質疑応答を以下の要領にて行う。

- ア 受付期間 平成17年11月7日（月）～11月9日（水）
- イ 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、入札説明書等に関する質問書（別紙）に記入の上、電子メールでのファイル添付もしくは、フロッピーディスクの郵送（印刷物も添付）にて提出すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelのこと）
- ウ 提出場所 川崎市教育委員会総務部教育施設課
住所：川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル3階
電子メールアドレス：88sisetu@city.kawasaki.jp

③入札説明書等(契約書（案）を除く)に関する質問回答の公表と閲覧

本件入札説明書等に関する質問回答を平成17年11月18日（金）までにインターネットおよび閲覧にて回答を行う。

（担当ホムページ）

<http://www.city.kawasaki.jp/88/88sisetu/kurokawa/home/kurokawa.htm>

- ア 閲覧日時 平成17年11月18日（金）～11月24日（木）
平日の9時～12時、及び13時～17時
- イ 閲覧場所 川崎市教育委員会総務部教育施設課
住所：川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル3階

④契約書（案）に関する質問回答の公表と閲覧

本件契約書案に関する質問回答を平成17年11月22日（火）までにインターネットおよび閲覧にて回答を行う。

（担当ホムページ）

<http://www.city.kawasaki.jp/88/88sisetu/kurokawa/home/kurokawa.htm>

- ウ 閲覧日時 平成17年11月22日（火）～11月28日（月）
平日の9時～12時、及び13時～17時
- エ 閲覧場所 川崎市教育委員会総務部教育施設課

住所：川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル3階

4) 一次審査提出書類の受付 (*)

応募者は、参加表明書を含む一次審査提出書類を市に提出する。

なお、一次審査提出書類の作成については、「8. 提出書類・作成要領」に従う。

- ア 受付期間 平成17年12月5日(月)～12月7日(水)
平日の9時～12時、及び13時～17時
- イ 提出方法 一次審査書類等は持参すること。郵便及びFAXによる提出は認めない。
- ウ 提出場所 川崎市教育委員会総務部教育施設課
住所：川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル3階

5) 一次審査結果の発送 (*)

一次審査の結果は書面(入札参加資格確認書)により平成17年12月26日(月)までに発送する(グループの場合は、グループの代表者に発送)。

5) 一次審査を通過できなかった場合の理由説明受付 (*)

一次審査を通過できなかった者は、その理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

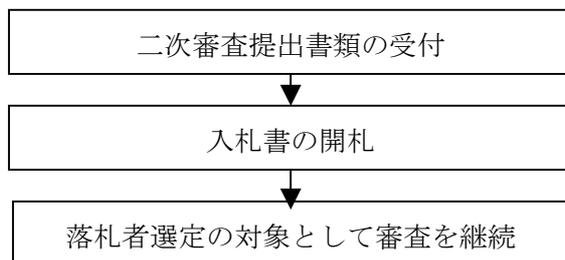
- ア 提出日時 平成18年1月10日(火)～1月12日(木)
平日の9時～12時、及び13時～17時
- イ 提出方法 説明要求の書面(様式自由)を持参すること。郵便、FAX、電子メールは不可とする。
- ウ 提出場所 川崎市教育委員会総務部教育施設課
住所：川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル3階
- エ 回答 平成17年1月18日(水)までに実施

6) 二次審査提出書類の受付 (*)

参加資格確認通知書を送付された応募者は、次により入札書を含む二次審査提出書類を提出する。

なお、二次審査提出書類の作成については、「8. 提出書類・作成要領」に従う。

(二次審査提出書類の受付及び開札の手順)



①二次審査提出書類を郵送する場合

- ア 受領期限 平成 18 年 2 月 20 日 (月) 午後 5 時必着
- イ 提出方法 表に「黒川地区小中学校 新設事業にかかる二次審査提出書類在中」と朱書して郵送 (配達証明付) すること。
- ウ 提出先 川崎市教育委員会総務部教育施設課
住所：川崎市川崎区宮本町 6 番地 明治安田生命ビル 3 階

②二次審査提出書類を持参する場合

- ア 提出日時 平成 18 年 2 月 22 日 (水) 午前 10 時 ~ 11 時 30 分
- イ 提出場所 川崎市教育委員会内第 1 会議室
住所：川崎市川崎区宮本町 6 番地 明治安田生命ビル 4 階
- ウ 入札価格 入札価格は添付資料 2「サービ料の支払について」に示すサービ料 1 ~ 7 及び公租公課保険料等の事業期間の合計額で消費税及び地方消費税、物価変動を除いた額とする。入札価格が市が設定した予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額を超えている場合は失格となり、その場で当該応募者に通知する。

③ 開札 (①*)

- ア 開札日時 平成 18 年 2 月 22 日 (水) 正午
- イ 開札場所 川崎市教育委員会内第 2 会議室
住所：川崎市川崎区宮本 6 番地 明治安田生命ビル 4 階

(5) 入札にあたっての留意事項

1) 一般的注意

- ①入札書 (様式 II -1-5) は封筒 (様式集参考 1 入札書用封筒見本参照) に入れ密封し、入札場所に持参すること。

- ②入札時間に遅れたときは、入札に参加できない。
- ③入札時には身分を証明できるものを持参すること。グループで参加する場合は代表者のみが参加すること。なお、代理人の場合には、委任状（代理人）（様式Ⅱ-1-4）を併せて持参すること。
- ④入札にあたっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる。
- ⑤開札は、入札者またはその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者またはその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- ⑥提案に対し総合評価を行い、落札者を決定し、結果を応募者に通知する。（グループの場合は、グループの代表者に通知する。）
- ⑦参加資格の確認を受けた応募者が入札を辞退する場合は、「辞退届（様式Ⅱ-1-1）」を提案書等の提出先宛てに送付すること。

2) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ①一次審査書類提出後、入札日までに不渡手形または不渡小切手を出した構成員を抱える応募者が行った入札
- ②参加表明書に記載されたグループの代表者以外の者が行った入札
- ③参加資格のないもの、又は参加資格確認通知書を受理しなかった者の入札
- ④委任状が提出されていない代理人の入札
- ⑤応募者又はその代理人が二通以上の入札を提出した入札
- ⑥2人以上の者が同一の者の代理をした入札
- ⑦入札者が他の入札者の代理をした入札
- ⑧入札者が談合した入札
- ⑨記名押印を欠いた入札
- ⑩入札金額を訂正した入札
- ⑪入札金額又は特定事業名（物件工事名）を欠いた、又は確認しがたい入札
- ⑫誤字または脱字により意思表示が不明確な入札
- ⑬電送及び電話による入札
- ⑭その他入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった者の入札

3) 予定価格

5,817,088,000 円（消費税、地方消費税を含む。）

*市の算定根拠は公表しない。

4 落札者の選定

(1) 落札者の選定方法

本事業の落札者の選定は、総合評価一般競争入札方式によるものとし、審査会を通じて学識経験者の意見を聴取する。

(2) 審査会の設置

市は、黒川地区小中学校 新設事業における落札者の選定において、公正性及び透明性を確保することを目的に、学識経験者等で構成される審査会を設置している。なお、審査委員は以下のとおり。

委員長 市川 宏雄（明治大学公共政策大学院 ガバナンス研究科長 教授）

副委員長 小林 成弘（日本政策投資銀行 地域企画部首都圏企画室長）

委員 柴田 頼子（学校法人 友学園 常務理事）

高橋 寛人（横浜市立大学 国際文化学部人間科学科 助教授）

宮本 文人（東京工業大学 教育環境創造研究センター 助教授）

柳澤 要（千葉大学 工学部デザイン工学科 助教授）

湯澤 正信（関東学院大学工学部建築科 教授）

(3) 審査の方法

審査会において、あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、価格及びその他の要素を総合的に評価し、最も優秀な提案を選定する。また、審査の過程においてヒアリング等を実施する場合もある。

なお、落札者を選定するまでの間に、応募者の構成企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には選定しない。

(4) 審査事項

1) 審査の視点

審査において次の事項を重視する。

- ① 黒川地区小中学校新設基本構想及び基本計画における市の考え方を理解し、要求水準に示す目標・概念、計画を踏まえた独自性のある魅力的な提案であること。
- ② 環境に配慮した学校施設（エコスクール）の推進にむけ、特に資源・エネルギーを無駄なく効率的に使用するための方策等が環境教育への活用とあわせて考えられていること。
- ③ 地域コミュニティ形成の核となる学校づくりと安全かつ快適な状態を保つための

セキュリティ確保の両立が果たされていること。

- ④ 事業期間中の安定的な維持管理・運営の実施及び積極的なランニングコストの削減が図られること。
- ⑤ 総事業費の抑制等財政資金の効率的かつ効果的な使用が図られつつ、健全な民間資金の調達と運用による安定的な事業運営が保たれること。

2) 審査項目等

審査項目は、別添資料「落札者決定基準」を参照すること。

(5) 落札者の決定

市は、審査会により選定された優秀提案を基に、落札者を決定する。

(6) 審査結果及び評価公表

審査の結果は黒川地区小中学校 新設事業担当ホームページ等を通じて公表する。

(7) 事務局

落札者選定にかかる事務局は、次のとおりとする。

川崎市教育委員会総務部教育施設課

住所：川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル3階

電話：044-200-3271

5 提示条件

(1) 事業フレーム

1) 事業の遂行

- ① 平成20年2月29日までに、設計・建設業務を完了の上、市に小中学校等施設及び外構工事部分を引き渡すこと。
- ② 「2. 事業の概要(4) 事業内容」に示す業務を確実に行うこと。

2) 債権の取扱い

① 債権の譲渡

市は選定事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、選定事業者が市に対して有する支払請求権(債権)は一体不可分とする。選定事業者が債権を譲渡することはできない。ただし、市の承諾を得た場合には、この限りでない。

② 債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が市に対して有する債権に対し質権を設定すること及びこれを担保提供することはできない。ただし、市の承諾を得た場合には、この限りでない。

3) 無利子・低利子資金の適用

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備融資」（無利子融資、低利子融資）の対象事業であり、応募者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、応募者は自らのリスクでその活用を行うこととし、市が同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしている。この点に留意して入札提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、応募者が直接同行に問い合わせを行うこと。なお、無利子融資制度は、平成 18 年 3 月 31 日までの時限措置である点に留意すること。

4) 協議事項

① 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

② 財政上及び金融上の支援に関する事項

市は、選定事業者に対して補助金の交付又は出資の支援は行わない。

③ その他の支援に関する事項

その他の支援については、次のとおりとする。

- ・ 事業実施に必要な許認可等に関し、市は必要に応じて協力を行う。
- ・ 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市と選定事業者で協議を行う。

(2) 市の支払いに関する事項

1) サービス料

市は定期的にモニタリングを実施し、事業契約書に定められたサービス水準が満たされていることを確認した上で、選定事業者が提供したサービスに対し、サービス料を選定事業者を支払う。サービス料の構成、支払方法等については添付資料 2「サービス料の支払について」に示す。

2) 改定の考え方

建設期間中のサービス料の見直しは行わない。

維持管理・運營業務期間中においては、小学校給食配食数の変化、物価変動等を踏まえ

改定を行う。なお、金利変動に基づく改定は行なわない（詳細は添付資料 2「サービス料の支払について」を参照）。

（ 3 ） 選定事業者の収入

1）サービス料収入

市がサービス料を支払うことによる収入である。

2）独立採算部分の収入

独立採算部分である中学校ランチサービス業務及び（仮称）地域交流センターランチサービス業務は、選定事業者が当該収益により独立採算で実施するものであり、その収入は直接、選定事業者の収入となる。

（ 4 ） 業務履行場所

本事業の敷地は市所有地である。市は選定事業者をして本件土地で施設整備を行なわせるものとする。なお、本件土地で施設整備を行なうことに選定事業者の負担はないものとする。

（ 5 ） 選定事業者の事業契約上の地位

市の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。

（ 6 ） 特別目的会社（ S P C ）の設立

落札者は、仮契約の締結前までに、商法（明治 32 年 3 月 9 日法律第 48 号）に定める株式会社として（商法が会社法に改正(平成 18 年 5 月予定)された後は、会社法に規定する株式会社とする。）、黒川地区小中学校 新設事業に関する次の業務を目的とする特別目的会社（ S P C ）を設立するものとする。なお、 S P C は本事業以外の事業を兼業することはできない。

- ①設計・建設業務
- ②維持管理業務
- ③運營業務
- ④上記各号に付帯する一切の業務

この場合において、落札者がグループの時は、グループの構成企業は、 S P C への出資を行うものとする。また、グループ構成企業以外の者が S P C に出資することは可能である。

なお、応募者又はグループで応募した場合の構成企業以外の株主は議決権保有割合が出

資者中最大とならないこと。

(7) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

2) 契約保証金

①契約保証金として、以下のA及びBの合計金額を納付する。

A：設計・建設業務に対する対価（サービス料1、サービス料2及びサービス料5）のうち、サービス料1、サービス料2の事業期間合計の10%以上

B：維持管理業務及び運営業務に対する対価（サービス料3、サービス料4、サービス料6、サービス料7及び公租公課保険料等）のうち、サービス料3、サービス料4、サービス料7及び公租公課保険料等の各一年間分の合計の10%以上

②契約保証金の納付に代わる以下の方法も可能とする。

<契約保証金が免除される場合>

- ・市を被保険者とする履行保証保険契約の締結（履行保証保険契約に係る保証証券を市へ提出）
- ・SPCを被保険者とする履行保証保険契約の締結（事業者の費用にて、保険金請求権に市を質権者とする質権を設定）

<契約保証金納付に代わる担保を提供する場合>

- ・国債（額面金額の90%に相当する金額が上記①に規定する契約保証金額以上であることを要する。）
- ・川崎市債（上記①に規定する契約保証金額以上の額面金額のもの）
- ・本市以外の公債証券及び市長が適当と認める有価証券（額面金額の80%に相当する金額が上記①に規定する契約保証金額以上であることを要する。）
- ・金融機関の保証

③契約保証金納付、国債及び川崎市債の担保提供の場合は、上記①に規定するAに相当する額は施設引渡し後に返還する。

④履行保証保険付保の場合は、複数の保険の付保も可とし、保険期間は複数の保険の保険期間によって契約締結日から事業終了日までを満たし、その間に空白期間がないものとする。なお、維持管理運営期間中の付保は毎年度更新することを認める。これらの付保により、上記①に規定する契約保証金額以上が補償されることを要する。

(8) 市の費用負担とする事項

施設の維持管理にかかる光熱水費等、市が負担する費用は、入札価格の算定範囲から除

外するものとする。

(9) 保険

選定事業者（選定事業者と業務委託契約を締結する業務担当企業を含む）は、次の保険に加入すること。その他、リスク対応のために必要である場合は、提案により加入するものとする。

1) 建設期間

S P Cが行なう建設業務に関して、次の保険を付保する。

①建設工事保険

保険契約者 : 選定事業者または工事請負人等
保険の対象 : 本件施設の建設工事
保険期間 : 工事開始日を始期とし、本件引渡日を終期とする。
保険金額（補償額）: 請負代金額
補償する損害 : 水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害
その他 : 市を追加被保険者とする。

②第三者賠償責任保険

保険契約者 : 事業者又は工事請負人等
保険期間 : 工事開始日を始期とし、本件引渡日を終期とする。
てん補限度額(補償額) : ・対人 : 1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上
・対物 : 1事故あたり1億円以上
補償する損害 : 本件工事に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
免責金額 : 50,000円以下
その他 : 市を追加被保険者とする。

事業者又は工事請負人等は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく市に提示する。

事業者又は工事請負人等は、市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

事業者又は工事請負人等は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

2) 維持管理、運営期間

①施設賠償責任保険

保険契約者	: 事業者
保険期間	: 維持管理期間開始日から維持管理期間終了日までとする。 (毎年度更新することでもよい。)
てん補限度額 (補償額)	: ・対人: 1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上 ・対物: 1事故あたり1億円以上
補償する損害	: 本件施設の所有、使用もしくは管理及び本件施設内での 事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによ って被る損害
免責金額	: 50,000円以下
その他	: 市を追加被保険者とする事 交叉責任担保追加特約を付帯すること。

②第三者賠償責任保険

保険契約者	: 事業者又は受託者等
保険期間	: 維持管理・運営期間開始日から維持管理・運営期間終了日 までとする。(毎年度更新することでもよい。)
てん補限度額 (補償額)	: ・対人: 1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上 ・対物: 1事故あたり1億円以上
補償する損害	: 維持管理・運營業務に起因して第三者の身体障害及び財物 損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担 することによって被る損害
免責金額	: 50,000円以下
その他	: 市を追加被保険者とする事。

なお、市は、維持管理、運営期間中、社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済（火災保険）を付保する予定である。

(10) 市と選定事業者の責任分担

1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、小中学校等施設の設計・建設、維持管理、運営の責任は、(選定事業者が担う業務の範囲において) 原則として選定事業者が負うものとする。但し、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

選定事業者は、責任の遂行にあたり、設計・建設、維持管理、運營業務全般を統括するSPC 統括責任者を置くとともに、各業務における責任者配置については、各業務要求水

準書に従う。

2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の責任分担は、添付資料1「リスク分担表」及び別添資料「事業契約書(案)」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行う。

(11) 財務書類の提出

選定事業者は、毎事業年度の最終日から3ヶ月以内に、当該事業年度の財務書類(商法第281条第1項に規定する計算書類)を自己の費用で作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、市に提出する。また、市は、当該財務書類を公開できるものとする。

6 事業実施に関する事項

(1) 市による本事業の実施状況の確認

市による本事業の実施状況の確認は以下のとおりである。なお、3)及び4)についての詳細は、添付資料3「モニタリング、サービス料減額及び契約終了に至る流れ」を参照のこと。

1) 設計の進捗状況の確認

①基本設計時

選定事業者は要求水準書及び提案書をもとに、市と十分な協議の上、基本設計書を作成する。市はこの基本設計書を確認する。

②実施設計時

選定事業者は基本設計書をもとに、市と十分な協議の上、実施設計書及び工事見積書を作成する。市はこの実施設計書及び工事見積書を確認する。

③建築確認申請時

選定事業者は、工事着手前に建築基準法に基づく建築確認の申請を行い、建築確認の済み書の交付を受けること。市は、確認済み書の交付を受けたことを確認する。

2) 施工状況の確認

①工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行う。市は、定期的に工事施工、工事監理の状況の確認を行う。また、市は必要に応じ、選定事業者に対し工事施工の事前説明及び事後報告を要請し、工事現場での施工状況を確認する。

②工事完成時

選定事業者は、業務完了届を提出する。市は、現場で履行検査を行う。

選定事業者は、建築基準法等に基づく完了検査の書類作成を行い、完了検査を受ける。
市は、検査済み書の交付を受けたことを確認する。

3) モニタリング

市は、施設供用開始後、サービスの質を確認するために定期的に業務の実施状況を確認するためモニタリングを行う。モニタリングは、要求水準書どおりの履行確認である検査に加え、質の低下の有無を確認するものである。なお、モニタリングに要する費用は、選定事業者側に発生する費用を除き、市の負担とする。

4) サービス料の減額

「事業契約書」及び「設計・建設業務要求水準書」、「維持管理業務要求水準書」、「運営業務要求水準書」に定められた性能が維持されていないことが判明した場合、サービス料の減額を行うことがある。

(2) 事業期間中の選定事業者と市の関わり

- ① 本事業は市が担当する学校教育等一部の運営業務を除き選定事業者の責において遂行される。また、市は前項のとおり、事業実施状況について確認を行う。
- ② 原則として市は選定事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務担当企業と直接、連絡調整を行う場合がある。
- ③ 資金調達上の必要があれば、一定の重要事項について、市は選定事業者に資金を提供する金融機関と協議することもあり得る。

(3) 支払い手続き

- ① 選定事業者は、事業契約書に定められた方法により業務完了届を市に提出し、市のモニタリングを受ける。
- ② 選定事業者は、モニタリング完了後、事業契約書により市に請求書を送付する。
- ③ 市は選定事業者から請求書を受け取った後、事業契約書に定める日に支払いを行う。

7 契約の考え方

(1) 契約手続き

- ① 落札者と市は事業契約書の内容について協議を行い、落札後 30 日を目途に合意を得るよう努める。
- ② 落札者は落札後 30 日を目途に S P C を設立する。
- ③ 市は平成 18 年 6 月の川崎市議会で採決を得たときに事業契約を締結する旨を記載した仮契約書を当該 S P C に交付する。

- ④仮契約書の交付の後、市及び当該SPCは、本事業に関する事業契約書に記名押印し契約を締結する。
- ⑤契約を締結した時点で、正式に当該SPCを選定事業者と決定する。
- ⑥落札者が事業契約を締結しない場合は、審査の得点の高い応募者から順に契約交渉を行うことができることとする（随意契約）

(2) 契約の概要

事業契約は、事業契約書（案）及び提案内容に基づき締結するものであり、選定事業者が遂行すべき設計・建設業務、維持管理業務及び運営業務に関する業務内容や金額、支払方法等を定める。

なお、維持管理業務及び運営業務の詳細の仕様については、提案内容及び各業務要求水準書、事業契約書に定められた水準に基づき、市と協議し、業務開始の60日前までに作成するものとする。

(3) 入札価格と契約金額

①入札価格

入札価格は、本件入札説明書12頁「3.応募に関する条件等（4）応募手続き 6」二次審査提案書類の受付 ③入札及び開札 ウ 入札価格」に示すとおりとする。

②契約金額

入札価格に消費税及び地方消費税を加算（金利部分除く）した額とする。

8 提出書類・作成要領

(1) 提出書類

1) 一次審査提出書類

下記①～⑧について、求める部数を一括して提出すること。

提出書類	様式番号	提出部数
一次審査提出書類の提出について	-1-1	1
一次審査提出書類一覧	-1-2	1
参加表明書	-1-3	1
参加資格確認申請書	-1-4	1
参加資格確認申請書 添付書類	-1-4	1
公共施設実績	-1-5	1
委任状（代表者） *グループで参加する場合のみ	-1-6	1
一次提案審査提案書	-2-0～ -2-4	22

2) 入札辞退時の提出書類

参加資格確認申請時に書類を提出した応募者で入札を辞退する場合は、①を提出すること。

提出書類	様式番号	提出部数
辞退届	-1-1	1

3) 二次審査提出書類

提出書類は下記①～⑨である。書類を提出するときには、⑤～⑨に所定の表紙をつけ、それぞれ1分冊とし、求める部数を提出すること。

なお、下記の⑤～⑨に示す各提案書類は、入札公告時においては案である。確定版は、一次審査通過者に示す。

提出書類	様式番号	提出部数
二次審査提出書類の提出について	-1-2	1
二次審査提出書類一覧	-1-3	1
委任状(代理人) *代表者代表人の代理が入札する場合	-1-4	1
入札書	-1-5	1
設計・建設業務提案書	-2-0	22
・設計・建設業務に関する基本的な考え方	-2-1	
・設計・建設業務実施体制	-2-2	
・建設業務計画	-2-3	
・施設計画(基本的考え方)	-2-4	
・施設計画(建築計画)1～2	-2-5～-2-6	
・施設計画(構造・設備・情報計画)	-2-7	
・施設計画(環境計画)	-2-8	
・施設計画(内外装計画、外構計画)	-2-9	
・施設計画(エバ-サル'ザイ、サイン計画、家具備品計画)	-2-10	
・施設計画(安全・防犯計画、防災計画)	-2-11	
・面積表	-2-12	
・仕上表	-2-13	
・設備諸元表	-2-14	
・造作家具等リスト	-2-15	
・整備備品リスト	-2-16	
・教材備品リスト	-2-17	
・厨房機器リスト	-2-18	
・情報機器リスト	-2-19	
・小アリーナ舞台設備リスト	-2-20	
・認定チェックシート(誘導的基準)	-2-21	
・建設工事費見積書	-2-22	
・工程計画書	-2-23	
設計図書		12
- 建築 -		
・配置図		
・各階平面図		
・エリア配置計画図、動線計画図		
・立面図		
・断面図		

提出書類	様式番号	提出部数
<ul style="list-style-type: none"> ・断面詳細図 ・外構図 ・日影図 ・外観透視図 * A 2 版のスチレンボードに貼り付けたものを別途 1 部提出 ・内観透視図 * A 2 版のスチレンボードに貼り付けたものを別途 1 部提出 		
<ul style="list-style-type: none"> - 電気設備 - ・受変電設備単線結線図 ・幹線・弱電系統図 ・主要機器リスト及び配置図 		
<ul style="list-style-type: none"> - 機械設備 - ・主要機器及び配置図 ・主要系統図 		
維持管理業務提案書 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務に関する基本的な考え方 ・維持管理業務実施体制 1～2 ・施設保守管理業務 ・清掃業務・環境衛生管理業務 ・安全管理業務 ・受付及びその他業務 ・情報システム維持管理業務 ・維持管理業務費 見積書 1～9 	-3-0 -3-1 -3-2～ -3-3 -3-4 -3-5 -3-6 -3-7 -3-8 -3-9～ -3-19	22
運営業務提案書 <ul style="list-style-type: none"> ・運営業務に関する基本的な考え方 ・運営業務実施体制 ・衛生面に関する考え方 ・需要変動に対する考え方 ・運営業務費 見積書 	-4-0 -4-1 -4-2 -4-3 -4-4 -4-5	22
事業計画提案書 <ul style="list-style-type: none"> ・長期収支計画の前提 1～4 ・長期収支計画表 ・キャッシュフロー計算書 ・リスクへの対応 1～2 ・償還表（サービス料の支払い） 1～2 ・市が支払うサービス料総額及びサービス料算出の根拠 1～2 ・サービス料 4 見直し金額及びその算定根拠 	-5-0 -5-1～ -5-4 -5-5 -5-6 -5-7～ -5-8 -5-9～ -5-10 -5-11～ -5-12 -5-13	22

(2) 作成要領

1) 一般的事項

入札時の提出書類は、各様式の要領にしたがい記載すること。その他、下記の規定に従うこと。

- ①各書類の所定の欄に、市より送付された参加資格確認通知書に記載された提案受付番号を記載する。
- ②住所、会社名、氏名等の表示は付さない。(規定のある場合を除く)
- ③フロッピーディスク提出を求めている様式に関しては、極力、使用ソフトを **Microsoft Excel** とする。

2) 入札書

入札書(様式Ⅱ-1-5)は封筒に入れ密封し、1部を提出する。なお、次の点に留意する。

- ① 入札価格は、本入札説明書 13 頁「3.(5)3」予定価格」を踏まえた、サービス料の総額で消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。
- ② 入札価格は、物価変動を除いた額とする。
- ③ サービス料 2、サービス料 5 及びサービス料 6 の積算の前提となる金利水準は、平成 17 年 9 月 30 日の東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表された TSR6 ヶ月 LIBOR ベース 15 年物(円-円)金利スワップレート 1.933%に、提案したスプレッドを加えたものとし、事業期間に亘り一定と仮定する。
- ④ 入札価格は、提出書類の事業計画提案書の値と整合が図られているものとする。

3) 設計・建設業務提案書

様式Ⅱ-2-0 の提案書表紙を付け、A 4 縦長左綴じにより提出する。なお、下記のものについては、3.5 インチフロッピーディスクを 1 セット提出する。

- ① 建設工事費見積書(様式Ⅱ-2-22)

4) 設計図書

下記の①～⑤は提案設計図書表紙を付け、普通紙 A 2 版横長左綴じクリップ止め(取り外しが可能なもの)にて提出する。

なお、別途⑨、⑩はそれぞれ A 2 版のスチレンボード(厚さ 7 mm 程度)に貼り付けたものを各一部提出する。

図面は、JIS の建築製図通則に従い、紙面の上を北とする。

①～⑤の全ての紙面の右下に「川崎市黒川地区小中学校新設事業応募案」、図面名称、提案受付番号を記載する。会社の特定できるマーク等の表示は付さないこと。

なお、各図面とも説明の記入、着色は自由とする。

- 建 築 -

① 配置図 縮尺 1/300

- ・屋根伏図とし、外構(運動施設、植栽等)及び周辺街区を図示する。

② 各階平面図 縮尺 1/200

- ・造作家具・整備備品(家具)レイアウトを図示すること。

③ エリア配置計画図・動線計画図(縮尺適宜)

- ・エリアの配置計画と動線計画(児童・生徒・教職員、地域開放施設利用者の流れ)を視覚的表現する。

④ 立面図 縮尺 1/200

- ・4 面以上とする。

⑤ 断面図 縮尺 1/200

- ・断面位置は任意とし、2面以上とする。

⑥断面詳細図 縮尺 1/100

- ・外部仕上材料及び工法を明示すること。

⑦外構図 縮尺 1/300

- ・植栽、工作物、運動施設の配置場所を明示すること。
- ・敷地境界付近の断面図を併せて図示する。

⑧日影図 (縮尺適宜)

- ・測定面 4m、8:00~16:00 における 1 時間ごとの時刻日影を図示する。

⑨外観透視図

- ・鳥瞰 1 箇所、俯瞰数箇所。模型写真は可とするが、模型の提出は認めない。

⑩内観透視図

- ・オープンスペースを含む数ヶ所とする。

- 電気設備 -

- ⑪受変電設備単線結線図
- ⑫幹線・弱電系統図
- ⑬主要機器リスト及び配置図

- 機械設備 -

- ⑭主要機器リスト及び配置図
- ⑮主要系統図

5) 維持管理業務提案書

様式Ⅱ-3-0 の提案書表紙を付け、A4縦長左綴じにより提出する。なお、下記のものについては、3.5 インチフロッピーディスクも1セット提出する。

- ①維持管理業務費 見積書 1 (様式Ⅱ-3-9)
- ②維持管理業務費 見積書 2 (様式Ⅱ-3-10、様式Ⅱ-3-11)
- ③維持管理業務費 見積書 3 (様式Ⅱ-3-12、様式Ⅱ-3-13)
- ④維持管理業務費 見積書 4 (様式Ⅱ-3-14)
- ⑤維持管理業務費 見積書 5 (様式Ⅱ-3-15)
- ⑥維持管理業務費 見積書 6 (様式Ⅱ-3-16)
- ⑦維持管理業務費 見積書 7 (様式Ⅱ-3-17)
- ⑧維持管理業務費 見積書 8 (様式Ⅱ-3-18)
- ⑨維持管理業務費 見積書 9 (様式Ⅱ-3-19)

6) 運營業務提案書

様式Ⅱ-4-0 の提案書表紙を付け、A4縦長左綴じにより提出する。なお、下記のものについては、3.5 インチフロッピーディスクを1セット提出する。

- ①運營業務費 見積書 (様式Ⅱ-4-5)

7) 事業計画提案書

様式Ⅱ-5-0の提案書表紙を付け、A4縦長左綴じにより提出する。なお、下記のものについては、3.5インチフロッピーディスクを1セット提出する。

- ①長期収支計画表（様式Ⅱ-5-5）
- ②キャッシュフロー計算書（様式Ⅱ-5-6）
- ③償還表（サービス料の支払い）1（様式Ⅱ-5-9）
- ④償還表（サービス料の支払い）2（様式Ⅱ-5-10）

9 その他

- ①事業契約の締結については、「PFI法」の規定に基づき、川崎市議会の議決を要する。
なお、落札後、議会の議決までの間に、落札者（グループで入札する場合は構成企業全者）において、地方自治法施行令第167条の4もしくは第167条の11の規定に基づく、入札参加資格の制限、または川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置をうけた場合には、事業契約を締結しないこととする。
- ②本件入札説明書に定めることその他、入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。
- ③日本政策投資銀行の低利融資を活用した提案を行うことも可能である（融資割合は借入額の50%を上限とする）。